エネ場合	ベル: iの;	ギー環境負荷低減推進設備等 法人税額の特別控除に関する	手を: 明刹	書	結業度		•				法人名	()
	個	別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		連、		引表[四の_		の 6の①.		, ,	20	円
	調	整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)	2			をし (]	た各 取得	連結注 適用	去人の 連結注	個別 去人	推進設(所得金額の(1)の び(1)の び 過額で	額の ひ合	合計 計)	頁 21	
各		取得価額の合計額	3		各	各連調	i (繰 整	去人(越連	の個別 結法/ 前	川所和 人の 連	导金額 (1)の台 結	の合 合計 税	合計額 (-) (-)	22	
		(別表六の二(八)付表「10」の合計) 税 額 控 除 限 度 額	4		連	(別 (二		·の二 !]又に	(一) は別表	[2] { −0	、別表 D二(三 税 額	₹— () [;	の二 2」)	23	
連	当	(3)× 7 100 調整前連結税額基準額			結	当			(2	(3) ×	20 100 能額			5	
結		法 人	5		法	期		(各連	基結法	人の	形領。 (8)の 類超過	合言	計)	25	
7.6	期	税 個 別 帰 属 額 基 準 額 基 基 20×20/100	6		人	分	(另	表さ	の二	.(十五)「	7の	26])	20	
法		準 額 法 人 税 額 基 準 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7		の				(2 : 前 返	(5) — 重 結	(26) 税額			21	
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8		合	前	総記			吉税額	× <u>20</u> 100 党額基準額の残額				
人	分	調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)	9				繰越税				8) — (25	•	- A 31	30	
に		当 期 税 額 控 除 額	10		計	期	繰越税額控除可能額	連結事業年度			、の (39の ・ ・ 、の (39の	:		31	
		(8)-(9) 繰越税額控除限度超過額 (38の計)	11		額の	繰	の合計額	油	合		•	計		32	
お	前	調整前連結税額基準額 (29)×(1)	12		計	越	調整前連結税額超過構	連結事業年度	(別表7	・ 六の二(二十五)付表「2の⑮ <u>)</u> ・ ・		33			
け	期	人 個別帰属額基準額 (2)× 20 100	13		算	分	額超過構成額	度	(別表)	<u> </u>	(二十五)	付表 計	「2 <i>0</i> 16」		
		額 	14					胡繰起		額控	除額((35)	か 合	計都	36	
る	繰	進 法 人 税 額 基 準 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15			法ノ	人税	額の	(27)	リ控除額の合計額 +(36)			計都	37	
計	越	当期繰越税額控除可能額	16		各連結法人			業年業年	三度	又は	繰越 当期税 限度 38	額額	可	列控 除能 額 39	(38) — (39) 40
		((11)と(15)のうち少ない金額) 調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)+(34)×(39の②) (30) + (34)×(39の②)			結法人における翌期繰越税額控除限		•		1			円		P.	外田
算	分						•	· ②		(16)			(16)		×1 11
		当期繰越税額控除額(16)-(17)	18		度超	길		it —— 朝 夕		(4)			(8)		外
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)				過額の計算	<u></u>	<u> </u>	i i	+						

別表六の二(八)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成30年改正前の措置 法第68条の10第2項若しくは第3項《エネルギー 環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税 額の特別控除》又は平成28年改正前の措置法第68 条の10第3項《エネルギー環境負荷低減推進設備 等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定 の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税 額がないためその後の事業年度又は連結事業年度 に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場 合にも、この明細書を提出しなければなりませんの で、御注意ください。

- (1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の 用に供した連結事業年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある 連結事業年度
- (3) エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の

用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過 額がある連結事業年度

- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、措置法第68 条の15の7第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十五)「7」又は別表六の二(二十五)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。